パブリックコメントの結果について

募集期間:令和2年11月2日~令和2年11月30日

応募件数:23件

4名の方から延べ23件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
8件	0件	0件	10件	5件	23件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

※意見等については頂いたご意見等をそのまま記載しています。

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答	
			42頁(1)の本文9行目 地域で安心して <u>自立し</u>	【文章修正等】	
			<u>て</u> 暮らすことができるようの下線箇所について、	ここでは、人権意識の高まりやノーマライゼ	
			認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域	ーションの思想の普及を背景とする、「自己決定	
			で安心して暮らす場合、町会長、民生委員、区長	に基づいて主体的な生活を営むこと」「障がいを	
		1. 弘前	(1 年交代)さん、関係機関など、情報を共有し	持っていても自身の能力を活かして社会活動に	
		市内に住	見守って行かなければ安心して暮らすことはでき	参加すること」という趣旨で「自立」という言	
1	持参		ません。特に精神障がい者の場合、 <u>自立してとい</u>	葉を用いたものですが、表現を以下のとおり改	
				うのは難しさを感じます。	めます。
			地域で安心して暮らすことができるよう、成年後	〈修正後〉	
				見制度を含む権利擁護支援の必要性がますます高	…地域で安心して、誰もがその人らしく暮らす
			まっています。	ことができるよう、成年後見制度を含む権利擁	
			自立しての言葉には違和感を感じるので <u>削除され</u>	護支援の必要性がますます高まっています。	
			た方がと思います。		

			44 頁下から 2 行目: 重層的な…手厚い	【反映困難】
				ここでは、ひとつの取り組みで成年後見制度
				利用の支援体制を構築するのではなく、関係機
				関との連携による様々な取り組みで補完し合い
				ながら体制を構築していこうとするものです。
				このことから、表現は修正しないこととしま
				す。
			[固有名詞] など知的障害を入所させている所の	【その他】
			弁護士の出入りやお金がかかっている費用を考え	弘前圏域8市町村で取り組む権利擁護支援事
			ると何人も居る施設では、金銭面で出せるか考え	業は、成年後見制度ありきではなく、本人が抱
		1. 弘前	る所もあると思います。	える課題を踏まえ、その方にあった権利擁護に
2	持参	市内に住	弘前市内 知的障害も多く色々な就労に入ってい	向けた支援を行おうとするものです。
2	行参	所を有す	る人もいるので良く考えて紹介した方が良いと思	また、成年後見制度の利用に関し、費用負担
		る人	います。	ができないことを理由に制度利用ができないと
			市役所の方でも介入して良く聴いたら良いと思い	いうことがないように、申立て費用や後見人等
			ます。	への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業
				を実施しています。

		1. 弘前市	1. 福祉計画は社会福祉にかかる各法の趣旨に則
		内に住所	って定められるべきです。社会福祉法はその第一
		を有する	条で「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地
		人	域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)
			の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ
		3. 弘前市	適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業
		内に勤務	の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資
3	メール	する人	することを目的とする。」と法の目的定めていま
			す。そして、同法第75条第1項では「国及び地
		5. 弘前市	方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする
		に対して	者が必要な情報を容易に得られるように、必要な
		納税義務	措置を講ずるよう努めなければならない。」として
		がある人、	います。本計画案には具体的な施策についての詳
		または寄	細は記載されていませんが、市民向けの基本スタ
		附を行う	ンスを明記すべきではないでしょうか。

【反映困難】

本計画は、市民が住み慣れた地域で役割を持ち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するための基本理念記載したものです。また、本計画の位置づけは、弘前市総合計画を上位計画に、あわせて健康福祉における基本計画としております。計画の推進にあたっては、健康福祉の推進に関する個別計画と連携することとし、本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、本計画の一部とみなしています。

そのため、具体的な施策(事務事業)については、各個別計画において進行管理するという整理としているため、本計画には記載していないものです。

人

2. また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律 | 第2条第2号では、「障 害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、 並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、 並びにこれらに付随する業務を行うこと。」が市町 村の責務として位置付けられています。市がおこ なう制度としての様々な福祉サービスについての 情報提供が、例えば「福祉の樹」(弘前市福祉事務 所)は、市民においてはその存在すらうかがい知 ることもできず、福祉総務課のカウンター内の引 き出し内に保管されています。私の経験では、求 めてもその内容を市のホームページにも公開しよ うとしません。これでは、誰のための施策なのか、 市の姿勢が疑われます。市民がいつでもアクセス できるように各種福祉政策の具体内容については すべからく情報を公開するべきです。

【その他】

いただいたご意見については、福祉施策の推 進の参考にさせていただきます。

なお、「福祉の樹」につきましては、担当する 障がい福祉課に伝えます。

3. また、「福祉の樹」の記載内容について検討すると、例えば、支給要件について、所得制限がある場合に、いくらまでの所得金額であれば該当す	【その他】 「福祉の樹」につきましては、担当する障がい 福祉課に伝えます。
るのか、この冊子を見ても記載がありません。支 給要件等についてもこの冊子を見ただけで分かる ようにして下さい。	
4. 加えて、今日的には政府においても電子申請を推奨しているのですから各種申請書についても市のホームページからダウンロードできるようにするべきです。	【その他】 いただいたご意見については、福祉施策の推 進の参考にさせていただきます。

5. 49ページに記載のある「互助」というのは どういう概念でしょうか。菅総理だって、総裁選 挙時には「互助」はいわなかったのです。とりわ け、新型コロナウイルス感染症パンデミックが発 生した世界の経験では、所得水準の低い人ほど感 染拡大の憂き目に遭っていることが明らかになっ てきています。特に福祉と医療の分野においては 「自助、共助」などの用語とは訣別すべき時が来 たのではないでしょうか。元来、「地方公共団体は、 住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域 における行政を自主的かつ総合的に実施する役割 を広く担うもの」とされているところ(地方自治 法第1条の2第1項)、市の施策の中で「自助、互 助、共助」をことさら強調するのは如何なもので しょうか。記載のある2行は削除されるべきです。

【その他】

現行計画部分については次期計画策定時において整理していく予定です。

なお、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するための土台に地域包括ケアシステムの考え方があります。地域包括ケアシステムは、介護分野での支援体制でありますが、地域共生社会は、この体制を障がい者、子どもや子育て家庭、生活困窮者等にも発展させて対応していくことであると認識しています。

本計画では、

「自助」一人ひとりが取り組むこと

「互助」地域のつながりによる助け合い、顔の 見える助け合い

「共助」制度化された相互扶助(社会の中で一 人ひとりが互いに助け合うこと)

「公助」公的福祉サービス (行政の責任として 推進すること)

という趣旨で記載しています。「自助」を基礎とし、「自助」を支える「互助」、「互助」で難しい

				課題には「共助」、「自助・互助・共助」で支え
				合っていても対応が難しい課題には「公助」と
				いうように重層的かつ相互的に進めていくもの
				として整理しています。
		1.弘前市	1. 抜粋版 P2(P42)の1(1)第2段落4行目	【文章修正等】
		内に住所	意見 :「関する対応」が漠然としていること、「関	ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正し
		を有する	連する」といった言い回しが一般的なことなどか	ます。
		人	ら以下のように記載してはいかがでしょうか。	〈修正後〉
			現行 : ~精神障がい者の親亡き後の関する対応	…精神障がい者の親亡き後に関連する対応も…
		3. 弘前市	₺~	
		内に勤務	変更案1:~精神障がい者の親亡き後の <u>関連する</u>	
4	メール	する人	対応も~	
4			変更案2:~精神障がい者の親亡き後の様々な対	
		5.弘前市	応も~	
		に対して		
		納税義務		
		がある人、		
		または寄		
		附を行う		
		人		

2. 抜粋版 P2(P42)の1(1)第3段落2行目

意見:「制度理念の尊重等を基本理念とする」という、「理念」が二回出てきて、元の条文を確認しないとわかりにくい言い回しになっているように感じられましたので、以下のように記載してはいかがでしょうか。

現行 : ~身上保護の重視<u>に向けた</u>制度<u>理念の</u>尊 重等を基本理念とする~

変更案1:~身上保護の重視<u>といった成年後見</u>制度を尊重する~

説明:文案の「尊重」を残しつつ、法第3条第1 項の趣旨を踏まえたもの。

変更案 2:~身上保護の重視等の成年後見制度を

踏まえて行われるものとする~

説明:法第3条第1項の語尾を利用したもの。

【文章修正等】

ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

〈修正後〉

…身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用 促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の… 3. 抜粋版 P2(P42)の1(1)第4段落目

意見:「支援を必要とする人がその人にあった制度が利用できるになる」ことを目的として、「成年後見制度の利用促進に関する計画を計画的に推進」するものなので、順序が逆ではないでしょうか。なお、「施策を計画的に推進」というのも不自然であり、①「施策を計画的に実施」②「施策を推進」のいずれかではないかと愚考します。

現行: ~ 支援を必要とする人がその人にあった制がその人にあった制度が 度が利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関いこうとするものです。 する施策を計画的に推進していこうとするものです。 す。

変更案: ~成年後見制度の利用促進に関する施策を 計画的に実施することにより、支援を必要とする人 がその人にあった制度が利用できるよう にしてい こうとするものです。

【文章修正等】

ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、「施策を計画的に推進」の表現については、法第1条にもある表現であることから問題ないと思料されます。

〈修正後〉

…成年後見制度の利用促進に関する施策を計画 的に実施することにより、支援を必要とする人 がその人にあった制度が利用できるようにして いこうとするものです。

4. 抜粋版 P3 (P43) ~P4 (P44) の 2 全文	【反映困難】
意見 : 今回、成年後見制度の利用計画について、	今回の改訂は、「弘前市成年後見制度利用促進
地域福祉計画の第4章として改訂しています。地	基本計画」の策定を新たな章立てにより対応し、
域福祉計画では第2章において現状と課題をまと	現行計画部分については次期計画策定時におい
めていることから、2は第2章 P22~P23 の(10)	て整理していく予定です。このことから、「成年
の図に不足分を、P43,44 の (2) (3) を追加す	後見制度利用に関する現状」の中で対応したい
ることで対応してはいかがでしょうか。	と考えます。
5. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 2 段落 5 行目	【文章修正等】
意見 :「成年後見制度の利用の必要性」について、	ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正し
利用する場合には必要性を認めてのものであるこ	ます。
とから、以下のようにしてはいかがでしょうか。	〈修正後〉
現行 : ~成年後見制度の <u>利用の必要性</u> は今後ま	…成年後見制度の需要は今後ますます高まって
すます高まっていくことと考えられます。	いくと考えられます。
変更案: ~成年後見制度の <u>需要</u> は今後ますます高	
まっていくことと考えられます。	
6. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 3 段落 2 行目	【文章修正等】
意見 :「利用者の推移~、その利用者数は~」と	ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正し
なっており、数なのかどうか文体が不統一に見え	ます。

	(11
るので、以下のようにし、また、「その利用者数は」	〈修正後〉
はその前の「利用者数の推移」と同じため、不要	…成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるも
と考えますがいかがでしょうか。	のの、認知症高齢者等の…
現行 : ~成年後見制度の利用者の推移は増加傾	
向にあるものの、 <u>その利用者数は</u> 認知症高齢者等	
<i>⊙</i> ~	
変更案: ~成年後見制度の利用者数は増加傾向に	
あるものの、認知症高齢者等の~	
参考 IIP:	
https://www.mhlw.go.jp/content/000639267.pdf	
7. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 3 段落 3 行目	【文章修正等】
意見 :「制度利用が行き届いていない」とは、「制	ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正し
度の周知が不十分」なのか、「制度が利用されてい	ます。
ない」のか、あるいは両者なのかわかりにくい文	〈修正後〉
章であり、その後の対応策の焦点があいまいとな	…支援を必要とする人に制度が普及していな
ります。このため、文例として以下のように提案	い、あるいは十分利用されていない可能性があ
しますがいかがでしょうか。	ります。
現行 : ~支援を必要とする人に制度利用が行き	
届いていない可能性があります。	
変更案:~支援を必要とする人に制度が普及して	

	いないあるいは十分利用されていない可能性があ	
	ります。	
	8. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 4 段落目	【反映困難】
	意見 : 家庭裁判所が事実上行っている話はあく	ここでは、制度利用者本人がメリットを実感
	まで制度としては例外的な話であり、そもそも支	できるような体制を構築していくためには、家
	援体制が不十分であることが過大なため、以下の	庭裁判所との連携が不可欠であることを踏まえ
	ように簡潔にまとめてはいかがでしょうか。	た課題を記載しています。そのため、この記述
	現行 : さらに、後見等の開始後に本人やその親	については、改訂案のとおりとしたいと考えま
	族、後見人を支援する体制が十分に整備されてい	す。
	ないため、後見人を監督する家庭裁判所が事実上	
	対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点	
	<u>から</u> 本人の最善の利益を図るために必要な助言を	
	行うとは難しいものとなっています。	
	変更案:さらに、後見等の開始後に本人やその親	
	族、後見人を支援する体制が十分に整備されてい	
	ないため、本人の最善の利益を図るために必要な	
	助言を行うとは難しいものとなっています。	

9. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 5 段落 3 行目	【反映困難】
意見:「本人の利益や生活の向上のために財産を	この表現については、「成年後見人等に係る意
積極的に利用 <u>する</u> などの硬直性が指摘されてき	思決定の研修の在り方等に関する研究事業(令
た」について、財産を積極的に利用するのは制度	和元年度社会福祉推進事業)」において使用され
の趣旨にかなったものであり、制度利用者本人が	ている表現となっていますが、記載に不備があ
メリットを実感できる話のようにみえましたがい	りましたので、改訂案に一部加筆し修正します。
かがでしょうか。当方の読み方が誤りなのかもし	〈修正後〉
れませんが、「利用 <u>しない</u> 」ではないかどうかご教	…積極的に利用するという視点に欠けるなどの
示ください。	硬直性が指摘…
10. 抜粋版 P5(P45)の3の○1つ目の3行目、	【文章修正等】
P6 (P46) の 4 の本文 3 行目	ご指摘の意見を踏まえ、「相談体制の再構築」
意見 : 3は「相談体制の再構築」、4は「相談体	に統一します。
制の構築」となっているのでいずれかに統一して	
はいかがでしょうか。	

11. 抜粋版 P5 (P45)の3の○2つ目	【反映困難】
意見 :ここは「喫緊の課題」を「挙げ」るとこ	チームで支えていく機能面での支援も必要であ
ろなので、以下のようにしてはいかがでしょうか。	ることから、改訂案のとおりとしたいと考えま
現行 : ○成年後見制度利用者増加への対応及び	す。
市民後見人の安定した活動 <u>をバックアップするた</u>	
<u>めにも、活動を支援する機能がますます重要に</u> な	
っています。	
変更案:○成年後見制度利用者増加への対応及び	
市民後見人の安定した活動の支援が必要となって	
います。	
12. 抜粋版 P5 (P45)の3の○3つ目	【反映困難】
意見 :目的と課題が逆転しているように見える	圏域で取り組むという手段で生まれるスケール
ので以下のようにしてはいかがでしょうか。	メリットを活かして、安定的で持続可能な制度
現行 :○圏域で取り組むことにより生まれるスケ	運営をしていこうとするものですので、この記
<mark>ールメリットを活かし、</mark> 限られた人材、財源を効果	載については、改訂案のとおりとしたいと考え
的・効率的に活用するなど、 <mark>安定的で持続可能な制</mark>	ます。
<mark>度</mark> 運営が求められています。	
変更案:○ <mark>安定的で持続可能な制度</mark> となるように、	
限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するな	
ど、圏域で取り組むことにより生まれるスケールメ	

<mark>リットを活かし</mark> た運営が求められています。	
13. 抜粋版 P6(P46)の4の本文3行目	【反映困難】
意見 :「相談体制の構築」とあるものの、(1)	成年後見制度を含む権利擁護に関する相談
~ (5) は行政側が提供するメニューの話になっ	は、行政だけでなく関係機関の連携による取り
ていて、「被後見人が相談をする」ことへの「支援	組んでいく必要があります。現在においても連
体制」の「構築、提供、支援」に見えます。(相談	携して取り組んでいますが、その体制を体系的
そのものの体制ではない)。このため、「支援体制	に「見える化」するという趣旨で構築という表
の構築等」などとしてはいかがでしょうか。	現としたものです。
14. 抜粋版 P6 (P46) の 4 の表題	【反映困難】
意見:「~めざす姿」とあるものの、その後は「基	それぞれの基本目標がめざす姿となります。
本目標」しかないので、第3章と同様に、「成年後	基本目標に紐づく事項を着実に取り組むことで
見制度利用促進の基本目標」で十分ではないでし	実現をめざそうとするものであることから、改
ょうか。仮に「姿」のままにするのであれば、例	訂案のとおりとしたいと考えます。
えば、「認知症高齢者の増加に合わせた制度利用の	
増加」「自己決定権の尊重を実感できる制度の有効	
利用」「どこに住んでいても届く権利擁護」などに	
なると愚考します。	

	15.抜粋版 P8 (P48) の基本目標3の本文2行目
	意見 :「不正事案は~ケースが多くなっている」
	とあるものの、多くなっている事実に関するデー
	タが本計画に出てこないため、これらのデータを
	第2章に追加することはできないでしょうか。

【反映困難】

本計画は、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を参考にしており、国計画の表現を用いて記載しているものです。このため、改訂案のとおりとしたいと考えます。